


涌 監 第 7 号
平成30年4月13日

涌谷町議会議長 遠 藤 稔 雄 殿

涌谷町監査委員 遠 藤 要之助 

涌谷町監査委員 後 藤 洋 一 

定期監査及び行政監査結果報告書

このことについて、地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり提出します。



分	類	大	16	中	2	小	5	細	301
---	---	---	----	---	---	---	---	---	-----

定期監査及び行政監査の実施について

1 監査の目的

地方自治法第199条第2項、第4項及び涌谷町監査委員条例第2条第4項の規定により、定期監査及び行政監査を実施したものである。

2 監査を実施する監査委員名

涌谷町監査委員	遠藤 要之助
同	後藤 洋一

3 監査の概要

(1) 監査等の実施期間

平成30年2月27日（火）、28日（水）、3月26日（月）

(2) 監査の対象とした事項及び対象課

ア 公有財産の管理状況について（聴き取り及び現地調査）

企画財政課

イ 貸付財産の契約状況について

企画財政課

(3) 目的

公有財産の管理及び運営については、地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

また、地方自治法第238条の5には「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。」と規定されていることから、普通財産は一般私人と同等な立場で保有する財産であり、町の貴重な経営資源として適正な管理と有効な活用がなされなければならないものである。

本町においても、数多くの普通財産を保有しているところであり、その管理運営が適正かつ効率的であるか、またその運用方法が公平に行われているかなどの実態を把握することにより、今後の適正な事務の執行に資することを目的とするものである。

(4) 着眼点

ア 財産の取得及び処分

- (ア) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (イ) 財産の取得及び処分の相手、時期及び価格は適切か。
- (ウ) 財産の取得及び処分に伴う登記又は登録は適時、適正になされているか。
- (エ) 財産の増減は、取得、処分等に関する収入及び支出と対比して符合するか。
- (オ) 取得した土地、建物等の財産は、その位置、構造等よりみて使用目的に適合しているか。
- (カ) 私権の設定等の使用を妨げるものは、財産の取得前に排除されているか。
- (キ) 土地建物等の購入は計画的になされているか。

イ 財産の管理

- (ア) 財産の分類を誤っているものはないか。
- (イ) 管理責任者は明確か。
- (ウ) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。また、財産は財産台帳及び付属図面と合致しているか。財産台帳外に存するものはないか。
- (エ) 財産の維持管理及び補修は適切になされているか。また、消防法その他法令等に基づき防火、防災対策は適正に行われているか。
- (オ) 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。また、不法占拠されているものはないか。
- (カ) 境界確定(境界票の設置及び保存等)は適切か。また、不法占拠防止策(フェンス、立看板等の設置)は万全か。
- (キ) 損害保険関係事務は適正に行われているか。
- (ク) 違法又は不当な財産の管理はないか。また、違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか。

ウ 財産の貸付(目的外使用)

- (ア) 財産を宗教団体又は公の支配に属しない慈善教育事業等の使用に供しているものはないか。
- (イ) 貸付(使用許可)の理由は適切か。
- (ウ) 貸付(使用許可)期間及び貸付(使用)料その他貸付(使用許可)条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。
- (エ) 無断増改築又は無断転貸・用途変更が行われていないか。

- (イ) 貸付(使用)料、保証金の減免について、その理由、金額は適正か。
- (ロ) 保証人又は担保設定は適切か。
- (ハ) 貸付(使用許可)条件に違反した場合の措置(損害賠償金等)は確実に行われているか。

(5) 監査の方法

公有財産管理の所管課である企画財政課から財産台帳等関係書類の提出を求め、聴き取り調査を行うとともに、抽出した8件について、現地調査を行った。

ア 現地調査箇所

区 分		内 訳	土 地 (㎡)	推定蓄積量 (㎡)
山 林	直 営 林	玉崎山	21,145.00	394.00
		大平	209,120.36	8,687.00

区 分	内 訳	土 地 (㎡)	建 物 等 (㎡)
その他の施設及び土地	砂田前 259-1 外	3,480.00	—
	刈萱町 7, 8	2,687.50	—
	旧ひなた幼稚園	1,929.78	531.00
	旧小里篋岳学童クラブ	4,260.64	499.00
	旧小里小学校	16,883.64	2,829.00
	旧篋岳小学校	15,128.00	3,028.00

(6) 監査の結果

ア 山林

抽出による現地調査を行った。担当者による現地の筆界や立木の生育確認が不十分である。

イ その他の施設及び土地

土地・建物・旧文教施設(小里篋岳学童クラブ・小里小学校・篋岳小学校・ひなた幼稚園)は、ともに管理の手法に問題がある。

- * 普通財産無償貸し付け物件において、契約書の所在不明のものが数件あった。
- * 貸し付け物件の内、使用実態と契約書の使用目的に齟齬が生じており、何らかの事由により使用目的を変更すべき物件の契約が、従前の使用目的の状態

継続されている。

* 有償貸し付けでは、賃貸料額の決定についてその基準が曖昧である。

(7) 監査の意見

ア 山林については、現地確認が不十分なため筆界の確定がなされていないのではと思われる。山林の筆界の確定は難しいが、貴重な公有財産保全のためにも適切な管理業務のあり方の検討を望む。また、生育管理（間伐等）が不適切と思われるため、適切な管理業務の手法とあり方の検討を望む。

イ その他の施設及び土地について

(7) 旧文教施設の管理が、防犯・防災上、問題がないとは言えない状況であるため、適切な管理手法の検討を望む。

(4) 無償貸し付け物件において、契約書の所在不明は誠に遺憾である。今後も所在調査の継続が必要だが、不明のままにすべきではなく、復刻をしなければならぬため、その手法を検討されたい。また、整理保管の方法についても検討し改善を望む。

(4) 契約書第2条の使用目的が消滅している物件の現状確認を怠り、放置されていたことは公有財産管理上問題であるため、今後は、適切に処理されるよう検討し改善を望む。

(4) 有償貸し付け物件で、貸付料の根拠となる評価単価の適正値の見直し検証をすべきと思われる物件が見受けられるため、今後の検討改善を望む。

(4) 有償貸し付け料の基準値（評価額の5.4%）を超えているもの、また、著しく低いものなど、適用が曖昧になっている。今後は適正な価格での貸付をすべきと思われるため、検討改善を望む。特に、貸付期間が長期にわたり、当初の貸付の経緯が不明なものもあると思われるため、(4)で示したことと合わせ、検討を望む。

ウ 総合意見

今監査で、このような意見に至ったが、この状況に至った背景には、マンパワー不足と明確な担当者がいなかったことが一因と思われた。公有財産の適切な管理のためには、財産管理系の復活設置をするなどの検討が必要と思われる。